

介護保険料

「総報酬割」を提案

労働者ら負担増 国庫補助不要に

厚生労働省は19日、
介護保険で40～64歳が
負担する保険料の計
算方法を見直し、収入

に応じた「総報酬割」
を導入することを社
会保障審議会介護保
険部会に提案しまし
た。

厚労省の試算では全
面的に導入すると、大
企業の従業員や公務員
127.2万人の負担が
増えて、中小企業を中
心に165.3万人は逆
に負担軽減になる一
方、国が財政支援のた
めに行っている国庫補
助1450億円が必要
になると説明しまし
た。

40～64歳の介護保険
料は、企業と労働者の
折半。収入に関係なく
健康保険組合などの加
入者数で頭割りにされ
ており、給与水準が低
い中小企業の労働者の
負担が比較的重くなっ
ています。

厚労省は、「支払い
能力に応じて負担を求
める」とし、後期高齢
者医療の支援金でも總

報酬割が導入されたこ
とをあげました。

厚労省の試算（14年
度決算見込み）では、
総報酬割の全面導入に
より、健保組合の加入
者は労使合計で保険料
が月平均727円増の
585.2円になります。
合も1972円増の7

097円。一方、協会

などでは241円減の
4043円となりま
す。

健保組合のうち実際

に負担が増えるのは、
1408組合のうち1

030で、残りは負担
減となるとしていま
す。

協会けんぽの負担が
軽くなると、国が出し

ている年1450億円
の国庫補助が不要とな
ります。これに対し、
健康保険組合連合会な
どから「健保組合には
過大で急激な負担にな
る。協会けんぽに対する
国庫補助を肩代わり
させるものだ」との意
見が相次ぎました。